

日本比較生理生化学会若手の会 会則

代表幹事：納富祐典（東京大学）
副代表幹事：山ノ内勇斗（名古屋大学）
編集：福井千海（千葉大学）
会計：村田彰久（神戸大学）
書記：丹澤恭平（東京農業大学）
Web担当：吉光俊輔（九州大学）
庶務：野崎友花（名古屋大学）

改訂：2024年3月4日

第 1 章 総則

- 第1.1条 名称**

本会は、日本比較生理生化学会若手の会という。
- 第1.2条 設立年月日**

本会の設立年月日は平成 13 年 7 月 2 日とする。
- 第1.3条 規約施行日**

本会則は平成 13 年 7 月 2 日より施行する。
- 第1.4条 目的**

本会は、比較生理生化学および関連分野の学術研究を振興し、広範な生命現象の理解をはかるとともに、日本比較生理生化学会における若手研究者の交流を目的とする。
- 第1.5条 事業**

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
学術講演会、研究会等の開催(参加者は若手の会の構成員に限らない)。
その他前条の目的達成のための必要な事業。
- 第1.6条 所在地**

事務局は本会代表幹事の指定する場所に置く。事務局の所在地は、本会の所在地と同一とする。
現事務局：〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学 3号館3F 東京大学大学院総合文化研究科広域科学専攻広域システム科学系土畑研究室。

第 2 章 構成員

- 第2.1条 種類**

本会の会員は日本比較生理生化学会に所属する正会員でなければならない。
年齢は特に制限しない。
- 第2.2条 入会**

入会を希望する者は、入会の意思を役員に示した上で代表幹事の承認を受けるものとする。
- 第2.3条 退会**

会員が死亡したとき、退会届を出したとき、または第2.1条に定める資格を失ったときに資格を失う。

第 3 章 役員

- 第3.1条 役職**

本会に本会構成員からなる次の役職を置く。

代表幹事：代表幹事は本会を代表する。必ず1名を任命する。

副代表幹事：代表幹事を補佐するとともに、緊急時には一時的に代表幹事として機能する。

会計：本会の会計を担当する。

書記：会議の日程調整、および会議等の議事録執筆を担当する。

編集：日本比較生理生化学会誌の若手の会ページを編集する。

Web担当：若手の会WebサイトやSNSの管理を担当する。

庶務：名札の作成、備品の管理などの諸業務を行う。

● 第3.2条 役員組織

役職を有する本会構成員を役員と定める。

各役職の任期は原則2年を1会期とし、本会構成員は本会において同じ役職を連続して2期務めることはできない。

なお、役員として活動可能な期間は原則3期までとする。

また、全ての役員は1つの役職のみ引き受けることができる。

代表幹事以外の役職は原則1名以下とし、候補者のいない役職が生じた場合、当該業務を他の役員が引き受けるものとする。

さらに、候補者のいない役職がある場合には会期の途中で当該役職を担当する役員を追加することを可能とし、会期は変更しない。

● 第3.3条 役職の退任・引継ぎ

役職の退任は任期満了、および代表幹事の提案に際して行われる。

役員は退任に先立ち、幹事会においてすみやかに役職の選定を行い、各自は可能な限り業務内容を引き継がなければならない。

第 4 章 会議

● 第4.1条 種類

会議は総会および幹事会に分ける。

会議を設ける際、代表幹事は役員全員にこれを通知しなければならない。

原則、役員をもって構成するが、役員退任に先立った役職の選定時においてはこの限りではない。

● 第4.2条 総会の種類

定期総会と臨時総会に分け、代表幹事が召集する。

定期総会は毎年開催される日本比較生理生化学会大会前後研究会において、年に1度開催する。

臨時総会は代表幹事が必要と認めたとき、および正会員の1/3以上から請求があったときに開催しなければならない。

● 第4.3条 総会の性格・議決

総会は本会の議決機関である。

総会の議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長(代表幹事)の決するところによる。

● 第4.4条 幹事会

代表幹事が必要と認めたときに開催し、代表幹事を中心に会務を運営する。

第 5 章 会計

● 第5.1条 会計年度

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

● 第5.2条 収入

本会の経費は研究会参加費、その他の収入をもって充てる。

● 第5.3条 監査

会計監査は会計がまとめた資料に対して、役員全員によって行う。

毎年その年度の決算を監査し、日本比較生理生化学会の総会において報告する。

また本会構成員からの申し立てがあれば、日本比較生理生化学会の総会においてこれを報告することができる。

第 6 章 会則の変更

- 第 6.1 条

本会則を変更するには、役員 2人以上の賛成を得た改正案につきこれを総会で審議し、決議を得なければならない。

第 7 章 特例

- 2020年度は活動形式の大幅な変化があるため、構成員の条件から“本学会の会員であること”を除く。